

岩沼市版 幼児教育・保育の無償化 早見表

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。さらに、令和6年4月からは、岩沼市独自制度（★）として第2子以降児童の保育料無償化も始まりました。無償化の仕組みは、利用している施設や事業、制度によって異なります。また、事前の認定申請や、利用後の請求手続きが必要な場合があります。それぞれの手続きの詳細は、ホームページや利用施設・事業ごとのチラシをご覧ください。



利用施設・事業	クラス年齢	対象者	月額上限	給付認定の種類	認定申請	給付方法
保育所（園） 認定こども園（保育園部分） 小規模保育事業	3歳児 ～5歳児	全員	全額	子どものための教育・保育給付認定（2号）	入所（申込）時に 市役所へ申請	法定代理受領
	0歳児 ～2歳児	市町村民税非課税世帯	全額	子どものための教育・保育給付認定（3号） ※満3歳の誕生日の前日から2号に自動切替	入所（申込）時に 市役所へ申請	法定代理受領
		★第2子	全額	子どものための教育・保育給付認定（3号） ※満3歳の誕生日の前日から2号に自動切替 別途、免除申請申請書も提出	入所（申込）時に 市役所へ申請	法定代理受領
認定こども園（幼稚園部分） 子ども・子育て支援新制度幼稚園	満3歳児 ～5歳児	全員	25,700円	子どものための教育・保育給付認定（1号）	入園時に 施設へ申請	法定代理受領
子ども・子育て支援制度未移行幼稚園	満3歳児 ～5歳児	全員	25,700円	子育てのための施設等利用給付認定（1号）	入園時に 施設へ申請	法定代理受領
幼稚園の預かり保育	3歳児 ～5歳児	保育の必要性がある方	11,300円 (日額450円)	子育てのための施設等利用給付認定（2号）	利用前に 施設へ申請	償還払い
	満3歳児	保育の必要性がある 市町村民税非課税世帯	11,700円 (日額450円)	子育てのための施設等利用給付認定（3号）	利用前に 施設へ申請	償還払い
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	3歳児 ～5歳児	保育の必要性がある方	37,000円	子育てのための施設等利用給付認定（2号）	利用前に 市役所へ申請	償還払い
	0歳児 ～2歳児	保育の必要性がある 市町村民税非課税世帯	42,000円	子育てのための施設等利用給付認定（3号）	利用前に 市役所へ申請	償還払い
		★保育の必要性がある 第2子（求職・育休を除く）	42,000円	— ※対象事業は認可外保育施設（保育ママ含む）のみ	—	償還払い
企業主導型保育事業	3歳児 ～5歳児	全員	全額	子どものための教育・保育給付認定（2号） ※地域枠利用の場合のみ必要	利用前に 市役所へ申請	利用施設へお問い 合わせください
	0歳児 ～2歳児	★保育の必要性がある 第2子（求職・育休を除く）	42,000円	—	—	償還払い

※保育所（園）、認定こども園、幼稚園における3歳児以上の保育料無償化には、食材料費、延長保育料、行事費等は含まれません。

※保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業における2歳児以下の保育料無償化には、食材料費が含まれますが、その他の延長保育料、行事費等は含まれません。

※「保育の必要性がある」とは、保護者の就労や疾病等の理由により、日中家庭において保育ができないことを言います。

※上記制度のほか、一時預かり事業利用料や食材料費等には、負担軽減のための免除または補助制度があります。（所得制限等の条件あり）

※各施設・事業の利用及び無償化は、併用できるものと、できないものがあります。

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先
岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826